

7. 準PAZ内の離島における対応 (案)

<対応のポイント>

島外への避難の際、発電所近傍を通る海路避難や、^{おしか}牡鹿半島内の港に上陸後、PAZ内を通過する陸路避難も考えられることから、準PAZとし、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態における防護措置については、PAZにおける対応と同様に実施。

準PAZ内における離島の概要

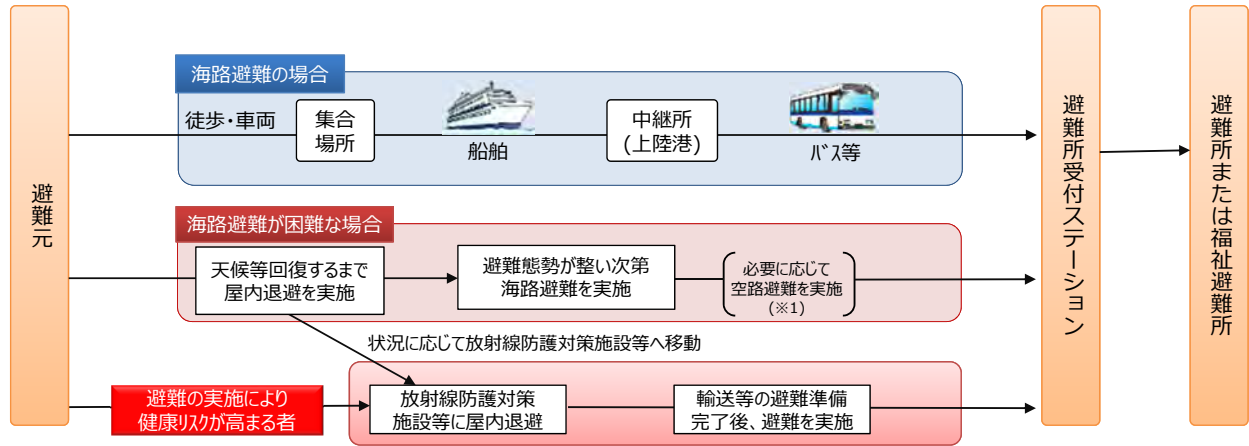
- 牡鹿半島周辺の4つの離島については、島外への避難の際、発電所近傍を通る海路避難や、^{おしか}牡鹿半島内の港に上陸後、PAZ内を通過する陸路避難も考えられることから、準PAZとする。
- 原子力災害時の防護措置として、島外避難が必要となった場合は海路により避難を実施。また複合災害や悪天候等により島外避難ができない場合は、避難の準備が整うまでの間、島内の放射線防護対策施設等において屋内退避を継続。
- 島外避難ができない場合に備え、放射線防護対策施設等を整備するとともに、食料や飲料水等の備蓄や防災行政無線などの情報受伝達手段を確保。

| 所在地 | 離島名称 | 人口 |
|----------------|--------------|------|
| おながわちよう 女川町 | えのしま 江島 | 48人 |
| いしのまきし 石巻市 | たしろじま 田代島 | 63人 |
| | あじま 網地島 | 341人 |
| | きんかさん 金華山 | 8人 |



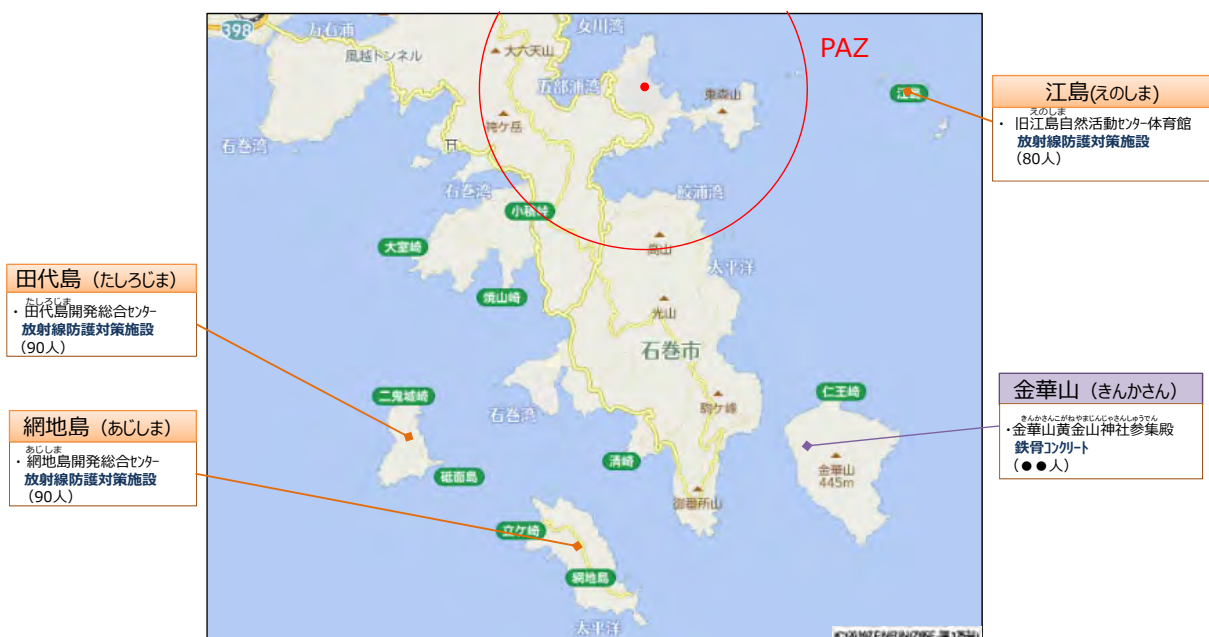
- ▶ 準PAZ内の離島では、施設敷地緊急事態で、施設敷地緊急事態要避難者の海路避難を実施、全面緊急事態で、全住民の海路避難を実施。
- ▶ 複合災害等により船舶による避難が困難な場合や、避難の実施により健康リスクが高まる者は、近隣の放射線防護対策施設を含む屋内退避施設に屋内退避を継続し、避難態勢が十分に整った段階で避難を実施。

<状況に応じた対応例>



※1 空路避難は、AVRト適地（AVR離着陸場として指定されているAVRト、県地域防災計画で離着陸場として記載されているグラウンドなどの臨時AVRト等）や防災離着陸候補地（過去に訓練や救急活動で使用実績がある場所、また現地調査により条件付きも含めりの離着陸が可能とされた場所等）を活用
 ※2 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請

- ▶ 準PAZ内の離島では、避難の実施により健康リスクが高まる者が、輸送等の避難態勢が整うまでの間、屋内退避を行う施設として、放射線防護対策施設等を整備。
- ▶ 複合災害や悪天候等により住民が島外避難ができない場合にも、避難態勢が整うまでの間、放射線防護対策施設等において屋内退避を実施。



準PAZ内の離島における初動対応

- 警戒事態が発生した段階で、宮城県からの指示により、女川町及び石巻市は、離島の自主防災組織及び消防団等に、放射線防護対策施設への要配慮者等の避難準備及び一時集合場所の開設等を指示。
- 指示を受けた各離島の自主防災組織及び消防団等は、離島内の住民に対して要配慮者等の放射線防護対策施設への避難準備の指示を伝達するとともに、一時集合場所の開設等を実施。
- 女川町及び石巻市は、自主防災組織や消防団等と情報共有を図り、地域コミュニティと一体となった避難誘導体制を構築。

| おながわちよう 女川町 | 自主防・消防団等 (組織数) |
|----------------|-------------------|
| 江島 (えのしま) | 1 |

| いしのまきし 石巻市 | 自主防・消防団等 (組織数) |
|---------------|-------------------|
| 田代島 (たしろじま) | 2 |
| 網地島 (あじしま) | 3 |
| 金華山 (きんかさん) | 0 |

※1 女川町には災害警戒本部、石巻市には災害警戒本部及び牡鹿支部があることから、これらの職員が自主防災組織・消防団等と連携して初動対応を実施。

※2 女川町は、江島に女川町消防団第7分団を設置。石巻市は、田代島に石巻市消防団石巻地区団第11分団第3部仁斗田班と大治班、網地島に牡鹿地区団第3分団長渡班と網地班及び網地地区自主防災組織を設置。



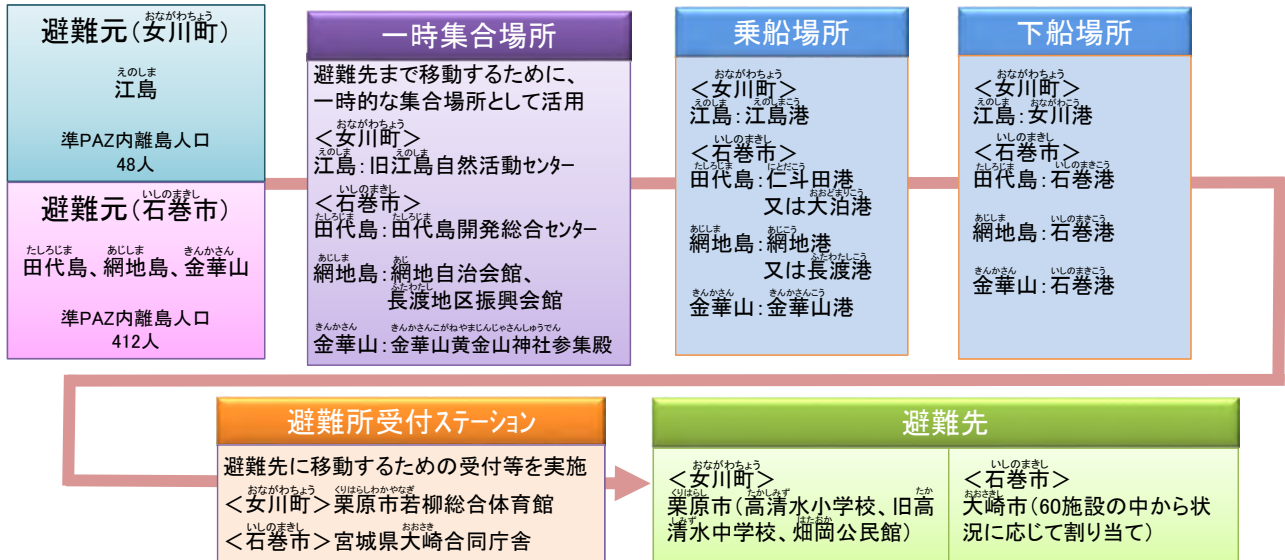
準PAZ内の離島における住民との情報伝達

- 女川町及び石巻市は、各離島に情報伝達が可能な防災行政無線等のほか、自主防災組織連絡網、消防団による広報巡回、ホームページ等を活用し情報を伝達。
- 離島における自主防災組織や消防団等は、住民への情報伝達や避難者の状況、避難誘導体制等に関する情報共有を行うため、各離島に配備している携帯端末、衛星電話、各地区の防災行政無線屋外拡声子局に設置された双方向通信機を活用。
- 網地島における医療機関への情報伝達は、宮城県及び石巻市が連携して実施。
- 離島周辺の船舶には、関係市町における漁業無線等の業務用移動通信等を活用し情報を伝達。



準PAZ内の離島における避難体制

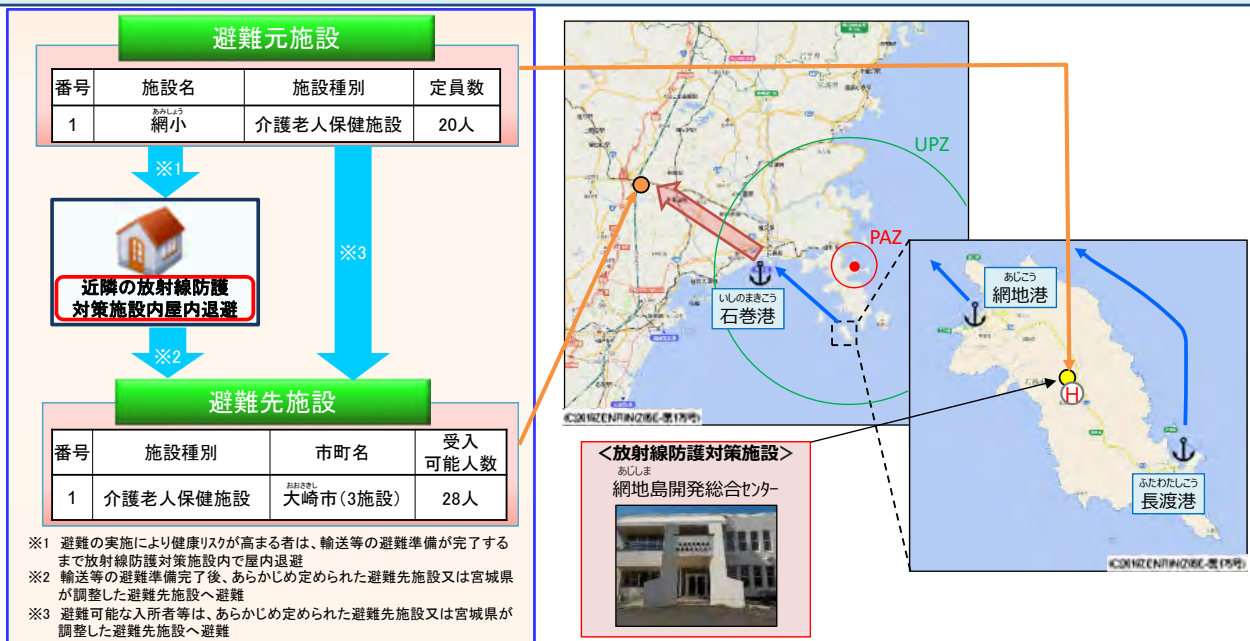
- 警戒事態で、女川町及び石巻市は住民広報、一時集合場所の開設を行う。宮城県、女川町及び石巻市は離島からの避難に必要な船舶の手配を開始し、宮城県は女川港または石巻港から避難先までの移動に必要な住民避難用バスを手配するため、宮城県バス協会等に準備要請を行う。一方、施設敷地緊急事態要避難者は、避難準備等を行う。
- 施設敷地緊急事態で、女川町及び石巻市は、住民へ避難準備の周知を行う。一方、施設敷地緊急事態要避難者は、支援者が同行することで避難可能な者等は離島からの避難を開始する。なお、避難の実施により健康リスクが高まる者は放射線防護対策施設へ移動し屋内退避を実施する。
- 全面緊急事態で、女川町及び石巻市は住民に離島からの避難を指示。



7

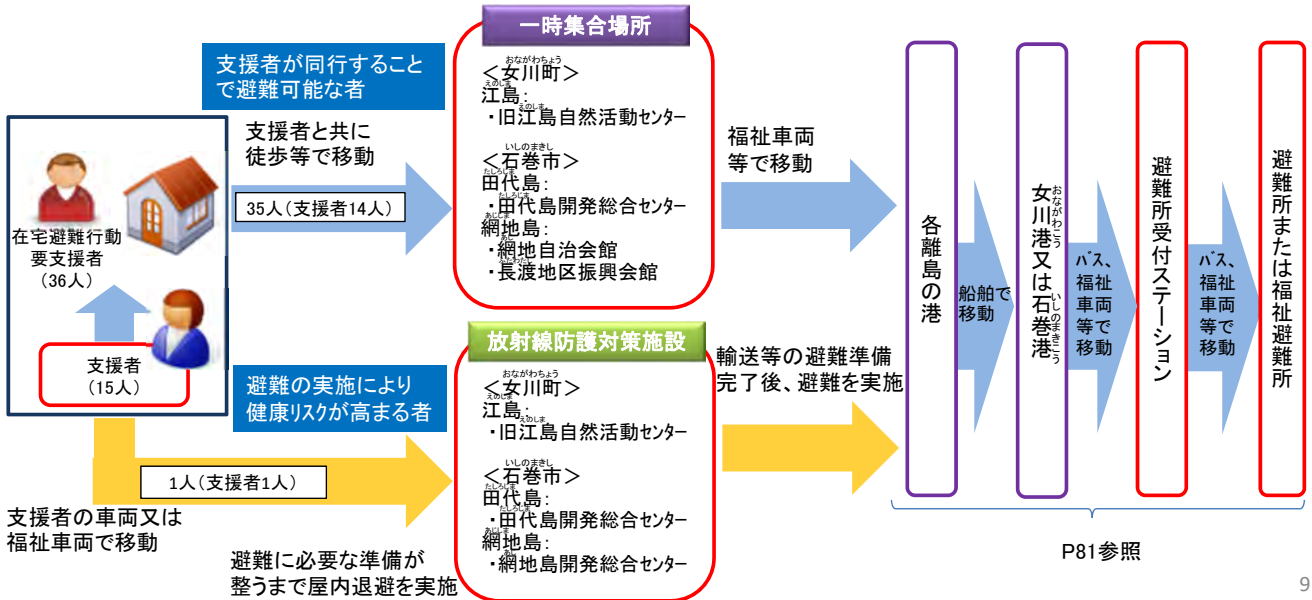
準PAZ内の離島における社会福祉施設の入所者等の避難

- 準PAZ内の離島における社会福祉施設 (網地島の1施設20人) は、個別避難計画を策定済みであり、UPZ外の大崎市にある3施設を避難先として確保。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策施設において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。その他の避難可能な入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、宮城県が受入先を調整。



8

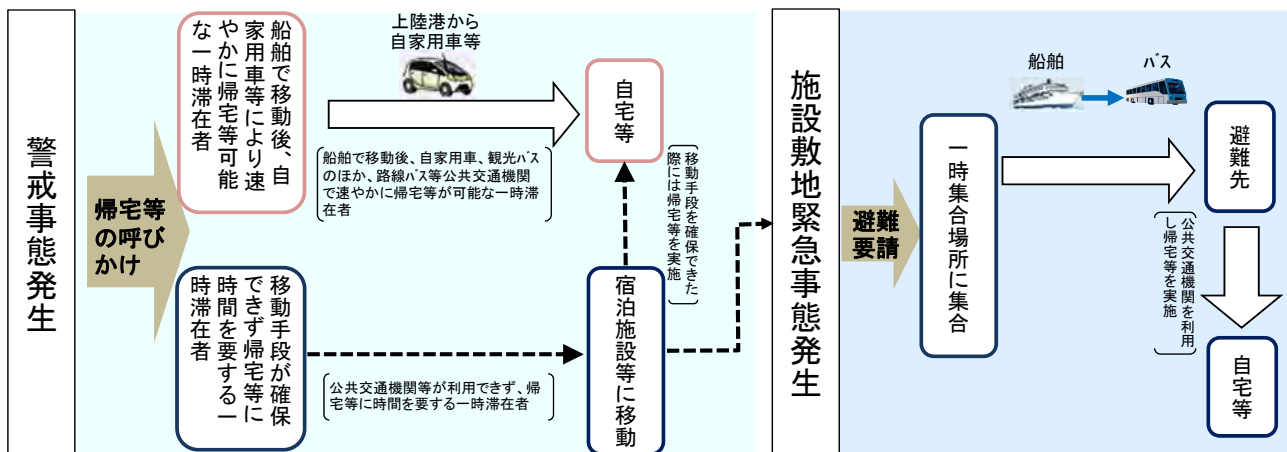
- 江島、田代島、網地島における在宅の避難行動要支援者36人のうち、15人は支援者がいることを確認。残る避難行動要支援者については、女川町又は石巻市、自主防災組織、民生委員、消防団等を通じて支援者を確保。
- 支援者の同行により避難可能な者は、離島から船舶で移動し、その後、バス又は福祉車両等で避難先へ移動。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両で、近傍の放射線防護対策施設へ移動。輸送等の避難準備完了後、避難を実施。



9

- 宮城県、女川町及び石巻市は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態で、帰宅等と呼びかける。
- 女川港又は石巻港まで船舶で移動し、その後、自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態で帰宅等を開始。
- 公共交通機関等も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等に移動し、施設敷地緊急事態で避難を実施。避難の際には、徒歩等により一時集合場所に集まり、宮城県、女川町及び石巻市が確保した船舶・車両により避難を実施。
- 各事業所の従業員の避難方法については各事業所単位で周知(施設敷地緊急事態で帰宅)。

＜観光客等一時滞在者の避難の流れ＞



＜準PAZ内(離島)の観光客見込人数＞

| 江島 | 田代島 | 網地島 | 金華山 | 合計 |
|----|------|------|------|--------|
| — | 117人 | 921人 | 101人 | 1,139人 |

※観光客見込人数は平成30年実績
ピーク時(8月)における1日当たりの観光客数を基に算定(金華山のみ5月とする)
※網地島は、石巻市網地白浜海水浴場の観光客数1日当たり676人を含む

準PAZ内の離島における施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力 (P)

- 女川港、石巻港到着後、施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数142人について、バス7台、福祉車両6台。
- 下表とは別に、離島内での輸送が必要となる場合には、社会福祉施設が管理する車両又は東北電力が手配する車両をもって対応。

| | 想定対象人数※1 | 必要車両台数 | | | 備考 |
|-----------------------------|-----------------------------|----------------------------|-----------------------|--------------------------|--|
| | | バス※2 | 福祉車両※3 (ストレッチャー仕様) | 福祉車両※3 (車椅子仕様) | |
| 社会福祉施設の入所者等を避難先施設に輸送 | 34人 (入所者16人 +職員18人) | 1台 (入所者1人 +職員9人) | 0台 | 5台 (入所者15人 +職員9人) | 【福祉車両(車椅子仕様)】 1台あたり6人:2台 1台あたり1人:3台 |
| 在宅の避難行動要支援者及びその支援者を避難先施設に輸送 | 49人 (要支援者35人 +支援者14人) | 4台 (要支援者34人 +支援者13人) | 0台 | 1台 (要支援者1人 +支援者1人) | 【福祉車両(車椅子仕様)】 1台あたり1人:1台 【バス】 離島ごとにそれぞれ必要台数を算出 (2台、1台、1台、0台)した合計値 |
| 上記以外の施設敷地緊急事態避難者等を避難先施設に輸送 | 0人 | 0台 | 0台 | 0台 | |
| 観光客等の一時滞在者の輸送 | 59人 | 4台※4 | 0台 | 0台 | 1日あたりの観光客見込人数1,139人のうち、約95%が港まで自家用車や観光バスを利用し、船舶等で来場する想定で、その5%を想定対象人数として算入【P84参照】 【バス】 離島ごとにそれぞれ必要台数を算出(0台、1台、2台、1台)した合計値 |
| 合計 | 142人 | 7台※4 | 6台 | | |

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 バスは1台あたり25人の乗車を想定

※3 ストレッチャー、車椅子どちらも乗車でき、配置により乗車台数を自由に換えられる車両を配備しているため、実際配備している車両の仕様を基に必要台数を積算

※4 観光客のバス必要台数4台のうち2台分については、在宅の避難行動要支援者等のバスに同乗可能

準PAZ内の離島における施設敷地緊急事態での輸送能力の確保 (P)

- 施設敷地緊急事態発生時には、在宅の避難行動要支援者等の避難のために、女川町、石巻市及び東北電力が配備する車両のほか、宮城県の要請に基づき、宮城県バス協会が調整・確保する車両により、必要車両台数を確保。
- 宮城県及び宮城県バス協会は、「原子力災害時における緊急輸送に関する協定書」※1に基づき住民避難用バスを確保。
- 下表とは別に、離島内での輸送として必要な福祉車両を確保。

| | 確保車両台数 | | | 備考 | |
|------------|---------|---------------------|-----------------|----|---|
| | バス※2 | 福祉車両 (ストレッチャー仕様) | 福祉車両 (車椅子仕様) | | |
| (A) 必要車両台数 | 7台 | 6台 | | | |
| (B) 確保車両台数 | 計7台以上 | 計6台 | | | |
| 確保先 | 女川町 | 0台 | 0台 | 0台 | |
| | 石巻市等 | 0台 | 0台 | 2台 | 石巻市等の福祉車両は、ストレッチャー、車椅子の配置を自由に換えられる仕様であり、以下のパターンの配置を想定 車両A: 車椅子1人、普通席2人 車両B: 車椅子1人、普通席1人 |
| | 宮城県バス協会 | 7台以上 | - | - | UPZ内のバス会社が保有する車両総数114台のうち、PAZ内の施設敷地緊急事態で使用する12台の車両を除く、残りの102台の車両を使用 |
| | 東北電力 | - | 4台 | | 東北電力の福祉車両は、ストレッチャー、車椅子の配置を自由に換えられる仕様であり、以下のパターンの配置を想定 車両I: 車椅子6人、普通席2人 車両II: 車椅子6人、普通席2人 車両III: 車椅子2人、普通席2人 車両IV: ストレッチャー1人、車椅子3人、普通席2人 |

※1 宮城県と公益社団法人宮城県バス協会(協力事業者84社)が、平成30年9月13日に締結

※2 バスは1台あたり25人の乗車を想定

※3 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施